

## 第2回教育委員会会議

1 日時 令和6年1月30日（火） 午後3時～午後5時5分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第5委員会室

### 3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
山口 照美	港区担当教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
本 教宏	教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
稲生 優子	大学連携企画担当課長
笹田 愛子	学校適正配置担当課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長

中野 泰志 教職員服務・監察担当課長  
小花 浩文 首席指導主事  
近藤 健司 英語イノベーション担当課長  
三枝由佳里 首席指導主事  
早川 勉 港区教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長  
柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第9号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第10号	港区西部地域学校再編整備計画の策定について
議案第11号	市会提出予定案件（その3）（第8回補正予算案）
議案第12号	市会提出予定案件（その4）（第9回補正予算案）
議案第13号	市会提出予定案件（その5）（令和6年度局運営方針案・予算案）
議案第14号	令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について
議案第15号	職員の人事について
議案第16号	職員の人事について
議案第17号	職員の人事について
報告第2号	令和5年度大阪市英語力調査について
報告第3号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について
報告第4号	大阪市総合教育センターにおける令和6年度からの取組について

なお、議案第15号から議案第17号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第11号から第14号及び報告第4号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第9号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年2月1日付で1名の弁護士に委員を委嘱したい。今回委嘱するのは、櫛田翔弁護士である。櫛田弁護士は、大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属され、子どもの権利に関わる幅広い御見識をお持ちであり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。また、第三者委員会の専門委員として御活躍いただいた御経験もあるので、適任であると考えている。委員の任期は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年と定められていることから、委嘱期間は令和6年2月1日から令和8年1月31日までの期間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第10号「港区西部地域学校再編整備計画の策定について」を上程。

山口港区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

学校再編整備の対象校について、中学校は、港中学校、築港中学校の2校、小学校は、八幡屋小学校、港晴小学校、池島小学校の3校である。小学校については、大阪市立学校活性化条例、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、また、中学校についても、築港中学校の生徒数が60人を下回っている状況で、今後も全学年単学級で推移する見込みであることから、学校配置の適正化が喫緊の課題となっており、小学校の条例、規則に準じて、学校再編整備計画案をお示しさせていただく。学校適正配置の手法、及び時期について、中学校は、港中学校と築港中学校を令和9年4月に統合し、小学校は、八幡屋小学校、港晴小学校、池島小学校の3校を令和11年4月に統合する。活用する学校施設及び改修等の計画について、敷地面積、立地場所、校舎の築年数も考慮の上、中学校

は、港中学校の校地を活用し、小学校は、八幡屋小学校の校地を活用する。なお、中学校については、既存校舎の教室の改造等を行い使用、小学校については、校舎棟の増築及び既存教室の改造を行う。

適正配置対象校等の学級数及び児童生徒数の推移について、中学校では、港中学校が、令和5年度は、生徒数242人、7学級で、その後も生徒数が減少していく見込みであり、築港中学校は、令和5年度は、生徒数58人で、各学年単学級の3学級で、その後も単学級で推移する見込みとなっている。小学校では、八幡屋小学校が、令和5年度は、児童数169人、6学級で、その後、年度によって増加する学年もあるが、全体としては減少していく見込みで、港晴小学校は、令和5年度は、児童数157人、6学級で、その後も単学級で推移する見込みであり、池島小学校は、令和5年度は、児童数87人、6学級で、その後も単学級で推移する見込みとなっている。学校再編整備後の見込みについては、中学校が、再編後の令和9年度、生徒数242人の7学級、小学校が、再編後の令和11年度、児童数384人の15学級を見込んでいる。

学校再編整備後の通学路と安全対策については、6ページ及び7ページに、通学区域、通学路をお示ししている。今後、安全対策について、警察、道路管理者等との協議を行うとともに、安全な通学について、学校、PTA、保護者等とも検討していく。

その他、築港小学校について、築港中学校を進学中学とする築港小学校は、令和5年度時点において、各学年単学級の適正配置対象校ではあるが、通学路に係る安全面、児童数の推移等を総合的に勘案し、今回の再編には含めないこととしている。その検討結果について説明申し上げる。今般、再編対象の二つの中学校区内には四つの小学校、八幡屋小学校、池島小学校、港晴小学校、築港小学校があるが、いずれの学校も小規模化が進み、令和5年度時点で4校とも全学年単学級の状況であり、早期に学校再編を行う必要がある。しかし、港中学校区である八幡屋小学校と池島小学校、築港中学校区である港晴小学校と築港小学校をそれぞれ統合しても、いずれも適正規模にならないことから、4小学校を統合することを検討した。小学校の再編に当たり、統合後の校地については、通学距離、校舎の築年数、在校生徒数等を総合的に検討した結果、八幡屋小学校を使用する案が最も合理的であるとの判断をした。しかしながら、築港小学校区に在住する児童が、八幡屋小学校の校地に通学するためには、8ページの別紙にあるとおり、大型車が頻繁に通行する運河を渡る道路を通るしかない。当該ルートは、港晴小学校区に在住する中学生の築港中学校への通学に使用してはいるが、このような危険な場所もある中、小学生、特に低学年の

児童の通学路としては、安全対策上の課題が多く、保護者や地域からも懸念する声が多数寄せられ、安全確保対策の検討にも相当の時間を要することが見込まれる。一方で、池島小学校の全児童数が100名を割っており、今年度の1年生の女子児童は1名という状況であり、早急な教育環境の改善が必要な状況となっている。また、八幡屋小学校、港晴小学校の今後も各学年単学級で推移することが見込まれていることから、できるだけ早期に統合による教育環境の改善が必要となっている。こうしたことから、まずは八幡屋小学校、池島小学校、港晴小学校の3小学校を八幡屋小学校校地に統合する案とした。築港小学校については、適正配置対象校ではあるが、通学路の安全対策とあわせて、未就学児については増加傾向にあるといった児童推計を総合的に勘案し、今回の統合の対象とはせず、小小連携、小中連携の取組のさらなる充実を図り、小規模校のデメリットの低減に努めてまいる。また、築港地域は、万博開催やIR開業予定地の玄関口として人の流入が期待されているところであり、区においても、築港地域のまちの活性化に取り組むとともに、外国人の居住が増えているエリアとして、英語教育やICT教育の充実等の築港小学校の魅力化にも取り組むことで、子育て世帯に選ばれるまちづくりを進める決意である。なお、これらの取組を行っても、築港小学校の小規模化が進行した場合は、再度、統合を検討することとしている。築港小学校における今後の方向性については、住民説明会でも配布資料に記載し、説明も行っているところである。

最後に、再編整備計画案を策定するに当たり、令和4年度より、地元の地域団体やPTAと話し合いを重ね、地域住民を対象とした説明会を4回実施してきた。聴取した意見も踏まえ、記載している。本議案を御承認いただけたら、計画の公表及び保護者、地域住民の方々をメンバーとする学校適正配置検討会議や廃校後の校地活用検討会議を開催し、御意見を頂戴しながら、よりよい計画の実施に向け、進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

**【赤木委員】** 御説明ありがとうございました。この計画についてということではないのですが、少子化で子どもが減っているということですが、一方で、大阪市の中で、私は天王寺区に住んでいるのですけれども、非常に児童が増えて、教室が足りない学校もあるということも聞いております。一方でパンクしそうなところと、こういう激減しているところがあって、御説明の最後に魅力ある学校にしていくということもあったのですが、基本、教育委員会としては、自然に任せるといえるのか、そのままにしておくのでしょうか。

というのは、大阪教育大学でドイツのライプツィヒ大学の教育学部と協定を結んでいまして、地域の学校を何度も見学させてもらったのですけれども、ライプツィヒ市も、東西で貧困地区と高級住宅街とに分かれていて、東にある貧困地区の学校を、ある校長先生が、一人ではないですけれども、いろいろな人たちと協力して蘇らせたという例を見せていただいたことがありました。教育委員会としても、特別なICTとか外国語、人事異動とかいうのも他のところでもあることですし、もっと力を入れて、ここに越してきたくなる、教育ゆえに越して来るといというのは、ドイツでもイギリスでもあることですので、そういう方向性というのは、今後検討しないのでしょうかというのが質問です。

**【多田教育長】** 少し私から述べさせていただきます。一つは、この学校適正配置ということで、今回も学校の統合を伴って、小学校、中学校を対象としておりますので、非常に規模の大きい取組でもございます。その中で、交通アクセスの都合もありますので、地域の方々といろいろと協議をしながら、今回、案としての取りまとめをさせていただくという経過です。一方で、今、赤木委員がおっしゃいましたように、市内には、非常に子どもの増えている地域もございますので、そういったところは、過去、少し前になるのですけれども、市長も入ったプロジェクトで議論をして、そういう子どものいる地域に対する取組の方向性というものを決めて、取組を進めております。直近では、中之島に新しい小中一貫校ができるということもございます。それと、先ほど、そういった子どもが減っている、あるいはいろいろな課題のある学校についてそのまま置いておくのかというようなことのお尋ねかと思うのですけれども、例えば、学力の問題や、学力の問題はいろいろな要素が重なって、そういう結果になっているということは、いろいろな研究の中でも出てきているかと思うのですけれども、いろいろと人的な支援や、何か新しい取組を入れるなどして、学校の取組、学校の魅力化の効果が出るのが何とかできないのか、そんな試みも、中にはしておりますけれども、全般的に少子化が非常に進んでいる中で、なかなか全てのそういった学校を対象とする取組というのは難しいかなと、そのような状況でございます。

**【赤木委員】** ありがとうございます。

**【大竹委員】** 特に、築港小学校の件ですけれども、一つは、通学の問題ですね。今回は対象外とするということですが、こういう地理的な面から見ると、なかなか通学路の問題が将来にわたって解決するには、少し物理的にも難しいかなと思います。先ほど赤木委員が言われたように、人が増えて、それで単学級が解消されるということであ

ればこれでいいと思いますが、そうではない場合というのは、やはりバス通学とか、そういうようなことも含めて検討されるという理解でよろしいでしょうか。

【山口港区担当教育次長】 議論の中でもいろいろ地域の方の声とかもあったのですが、当然、まずは10年ほど、大体めどとしては10年ぐらいかなと思うのですけれども、まちの活性化と一緒にやりましょう、小学校を何とか2クラスになるようにということとまちづくりをやっていきたいと思いますということです。

一方で、やはりもうそれがかなわない。この全国的な少子化もある中で、単学級のままでやったら再編もしなければならぬ、そのときにはやはりバス通学であるとか、そういった新しい形で通学の安全を確保しながら、再編はもうやむなしではないかということは一定お伝えはしているので、やはり検討する時間が、バスは今まであまり入れたことがないというところもありますので、そういった時間もあるので、多分、数年たったぐらいで、人口推移を見ながら、検討もしていけないとは思っています。

【大竹委員】 築港小学校の父兄の方は、そういう面では、再編にぜひ入れてくれということよりも、独立しておいてくれという御希望の方が多という理解ですかね。

【山口港区担当教育次長】 そうですね。どう言われるかなと、四つが一緒になってしまうので、言ったら中学のときに小学校1校だけ後から入ってくることになってしまいますので、そういったところはどうかというの、保護者の方だけ集めて聞いたこともあるのですけれども、やはり置いておいてほしいというか、近くにあったほうがいいという思いの方が多かったです。

【大竹委員】 わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第2号「令和5年度大阪市英語力調査について」を上程。

本教育事業推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月に実施した英語力調査の結果については、既に教育委員の皆様方には、速報値ということでお知らせをしている。このたび数値が確定したので、正式に御報告をさせていただきます。

初めに、大阪市英語力調査の目的としては、生徒がみずからの英語力を的確に把握するとともに、今後の学習指導の充実や改善等に役立てるものとしており、令和3年度から、

GTECという、英語4技能テストを全中学校3年生対象に実施している。技能の測定に際しては、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能を個々に測定し、合計で840点満点となっている。

資料中段で、大阪市英語力調査結果として、技能別に平均スコアでお示ししている。ちなみに、大阪市の平均は下段にある。ただし他都市平均については、GTECを導入している全国970校、生徒約10万人の平均値となっている。

技能ごとに結果を見ていくと、リスニング、リーディングについては3年連続、他都市平均を上回っており、これまで弱みであったスピーキングについても、今年度は他都市を5.2ポイント上回り、改善傾向が見受けられる。一方、ライティングについては、後ほど改めて御説明するが、他都市平均より18.1ポイント下回る結果となっている。結果、4技能トータルで見ると、文部科学省は第4期教育振興基本計画で指標としているCEFR A1レベル相当以上、英検でいうと、3級以上については54.3パーセントということになっている。右下のグラフを御覧いただくと、大阪市は、平成29年度からは、国の目標値である50パーセントを上回り、教育振興基本計画に定められた目標値56パーセントに確実に近づいておるところが見てとれる。

続いて、スピーキングの能力が向上した要因について、御説明を申し上げる。文部科学省が実施する英語教育実施調査等において、本市では授業で半分以上の時間、英語による言語活動を行っている教員の割合が、昨年47.7パーセントから57パーセントと、9.3パーセント大きく増えているという状況である。また、スピーキングテストを実施した1校平均の回数についても、昨年3.8回から、今年度は4.4回に増えており、こういった学校の取組が生徒のスピーキング力を改善した要因の一つであるかと考えている。

一方、ライティングだが、中段に書いているが、無回答または意味が伝わらないといった回答の割合が19.7パーセントと、今年については非常に多くなっている。昨日、平井委員を座長とする、英語ワーキングでの議論を踏まえて、今後、分析を行った上で対応策を検討していきたいと考えている。右の折れ線グラフを見ていただくと、本市の英語教育調査における4技能トータルスコアの3年分を、度数分布で表している。今年度については、この黒字の部分ということになるが、二極化が見受けられるということで、今後二極化の解消に向け、引き続き、教育振興基本計画である、誰一人取り残さない学力の向上をめざし、まずはライティング、書くことの課題を克服し、全ての子どもたちが英語を使う楽しさや充実感を得られるよう、英語教育の強化に取り組んでまいりたいと考えている。

最後になるが、昨日行われたその英語ワーキングの中で、GTECの結果については、現場の教員の意見も取り入れながら、様々な角度から本市の英語教育について御協議をさせていただいたところである。今後、その成果については、この下段にお示ししておるが、次年度以降のPDCAに反映させて、さらなる授業改善を推進してまいりたいと考えている。

皆様のお手元に、本日になって申し訳ないが、資料を配付させていただいており、これが実際、英語ワーキングで、各現場の教員の方々から出た意見や、こういった指導をしているのだという生の声をまとめたものとなっている。

主なものとしては、1ページ目である。まず、リーディングの指導方法については、英文を読ませる前に、まず内容を聞き取らせて、概要を捉えた上で文字を読ませるよう指導したことで正答率が上がったということや、2ページ目のスピーキングの一番上のところで、ペアワークやグループワークでのやり取りを全体で共有し、よいところや改善点、生徒自身で考えさせ、指摘し合う時間を多く設けたとあるように、現場の教員の声としては様々な研究と工夫をしながら、この間、日々子どもたちの英語力の向上に努めているというところが、また読んでいただけたらと思っている。他にも、多く現場からの声が寄せられているので、こういったものをまた参考にしながら、次年度以降の英語の取り組みについて研究・検討をしていきたいと思っている。

なお、この英語力調査の結果については、会議終了後、明日以降、速やかに報道発表を行っていく予定となっている。

私からの説明は以上だが、できたら平井委員から一言いただければと思っている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】           ワーキングでも話題になりましたが、令和3年以降のグラフを見てもらうと、4技能を測っています。それまでは2技能ですから、客観性・信頼性・妥当性という点で課題がありました。そう考えると、令和3年以降は、学習指導要領に合った形、つまり、4技能の領域で測定して50パーセントを超えているわけですから生徒の努力や先生方の御指導の成果が明らかに見てとれます。スピーキングが伸びたのは、小学校1年生からモジュール等、本市独特の取組をスタートして小学校6年生まで続けているということとです。つまり、児童・生徒に英語を使う環境を多く提供しているということが、結果に結びつきつつあるということとです。スピーキングが上がるのはもう自然の流れという気がします。ライティングについては、書くということなので、やはり国語との関係など、様々

な要因があります。現場の校長やスーパーティーチャーなど、現場の声を聞き取りながら教育委員会が中心となって適切な仕組みづくりをされていますので、この形を進めていただければよいと思います。点数だけで言えば、誤差の範囲ですから下がったという言い方は適切かどうかわかりません。いずれにしましても課題は把握されており、対策は講じられていますので、現場を中心とした取組を見守っていくのがよいと思います。

【赤木委員】 私は、土曜、日曜と大学入学共通テストの追試験の試験監督を行いました。それで1日目に外国語、英語の試験を見ていたのですが、それを見ると、センター試験の頃から共通テストになって変わっているのですが、80分の試験時間で大量の英文を読んで情報を正しく取らないといけないとか、何か客観テストであるようなものとか言う人もいるのですが、非常にこういう英語力を求めているというのを目標としているというのがよく分かるテストだったと思います。

私は、ドイツ語を教えている語学の教師なのですが、ライティングの指導というのはノンネイティブにとってやはり難しいです。英語においても、大学でもやはり書いてもらって、それを、これは正しいのかというのを、なにか調べても、やはりネイティブではないので、ライティングはやはりネイティブの先生に任すとかそういうことが多いです。でも、これからデジタル教科書やAIの力を借りて、指導が進むと思います。今までは、なにか文法的には合っているけれど、でもネイティブの先生に聞いたら、いやおかしいと、こんな言い方しないのだという、そこが、やはり自信がなかったのですけれども。ですから、生徒に一番ライティングの指導というのが難しかったです。

それから、今、平井先生がおっしゃったように、スピーキングや、リスニングはこの間学習してきて、飛躍的に伸びたということもありますので、これからライティングにもっと力を入れてうまくやれば大丈夫ではないかなと思います。非常に恐らく努力して、平井先生から説明いただいたように上がっていると。ライティングがちょっと難しいということで、ただ、他都市と何でこう差が開いているのかというのが、ちょっと。それは英語だけではなくて、多分その成績の階層の引き上げということで、英語だけの問題ではないのかなと思いました。これから新しいツールを活用してやっていただきたいと思っています。

【平井委員】 ICT教育は、本市は進んでおり、C-NETなどを活用した個別最適学習も定着しつつあります。デジタル教科書も導入されており、現場サイドにかなり落とし込まれています。生成AIについては、ツールとしてしか使えませんので、リスク管理も含めて

もう少し事例研究が必要です。

**【異委員】** これまでの本市の熱心な取組に頭が下がる思いでございます。2020年から正式に英語が小学校でも導入されて、そのときの、だから小学校6年生ですね、今正式に導入されて、その子どもたちが中学生になってこの試験を受けるのが楽しみだなど思っております。

これは感想に過ぎないのですが、今は結構、特に大阪市は、小さい頃から、未就学児から英語に親しむ環境があったりしまして、もちろん家庭とか地域とかいろいろあると思いますが、例えば、私の子どもが通っていた保育園でも、保育時間内に英語活動、月謝を払って英語のクラスがあったり、そこもやはりすごく人気で、ずっとキャンセル待ちでなかなか子どもも行けなかったという現状もあって、小さい頃から結構親しむ環境はあるなど思っています。

小学校の英語活動、それから高学年になったら教科になるのですがけれども、昔はいきなり中学生になって新たな教科になって難しいと思いました。なかなか触れる機会もなくでそのまま挫折する子どもが多かったと思います。やはりこういう活動から、教科に徐々に上がっていくのは、子どもを見ていても、小学6年生の子どもがいるのですが、すごく英語に対して積極的にといたしますか、何か用いてコミュニケーションを図る体験とか、そういう英語を使おうとする態度を育成するという意味ではすごくうまいこととか、担任の先生を含めてよくしていただいていると思っております。

先ほど、平井委員もおっしゃっていたように、小学校で育まれた、そういうまだ照れとかがない時期から導入された英語は、ちょっと楽しいとか好きだとかそういう動機づけからの小・中連携というのをやはり大切にしてもらいたいと思います。また一つ、やはり小さい頃から英語を習っている子どももたくさんいますので、少しレベルに差も出てきているのかなというのは少し実感しています。今後、習熟度クラスや、英語の教科を担当する先生の強化というのも必要になってくると、一個人的な感想になるのですが感じました。

**【森末委員】** ライティングで、令和5年の他都市が156.0という得点ですよ。これ、210点満点で70パーセントぐらいの正答率です。しかも、これは3学年全生徒ですよ。ですから、それが大阪市が137.9点と、これも67パーセントになると思うのですが、これはどんな問題なのかなと。そこから始めて原因をよく分析する必要があると思います。例えば、どんな問題があるのですか。

【平井委員】 教科書とボリュームゾーン、指導の水準によるでしょう。

【森末委員】 すみません。日本文があってその英文を書くのですか。

【平井委員】 以前は日本語が介在しましたが、今は絵を見て英語を書いたり、要は英問英答に近くなってきています。英語による英語の試験というのが現在の主流です。公立高校や大学入学共通テストがそうになっています。大学入学共通テストであれば、リスニング100点、リーディング100点です。文法の問題などは皆無になりました。

【森末委員】 なにか絵が描いてあって、英語でこの花はなんでしょうとかそんなことを聞いて、答えとしてlilyとか書くのですか。そういうイメージでいいのですね。

【平井委員】 母集団の違いにも注目しておかなければなりません。本市の場合、海外ルーツの児童・生徒も増えていますが、英語コミュニケーション力の高い生徒とそうでない生徒もおり、様々なバックグラウンドがあります。

【森末委員】 なるほど。分析、そういう母集団でそういう海外の人が、海外でも英語圏ではない人が増えているとか、そういうこともありそうですよね。これ令和3年がマイナス16.7で、令和4年がマイナス0.6と、かなり多くてとかあるので、もうずっと頑張っていたいただいて、他のもずっと上がってきているのですけれど、このライティングが、今回上がったりが下がったりがすごく激しいので、問題も結構正答率が高いので下がっていきやすいのですけれど、その原因分析もされていると思いますけれど、それを踏まえてさらに頑張っていたら、他の分野が伸びていますので、いいかなと思います。

【平井委員】 国語、日本語の問題だと思います。

【森末委員】 やはりそうですか。

【平井委員】 テーマを与えて、それに対する具体的説明とか因果関係などを書くスキルと背景知識が必要であり、そのための練習が必要です。

【森末委員】 そういう意味では、国語の論理的な思考能力を高めるために取組をやっていますので、それを全体ですね、総がかりでやれば、全体的に上がっていくのかなと思います。

【本教育事業推進担当部長】 お配りしている文章とか、ライティングの少し後ろを見ていただきますと、やはり現場の教員から出ております声としましては、生徒の状況のところで、短文で書く力はあるものの、やはり長い文章ですね、書くこと、接続詞を使って書くのは課題が見受けられるとなっています。そして、作文例を提示すると、見ながら書くことができるけれど、自由英作文は練習してもなかなか成果に結びつくことは

難しいというのが、教員の声として上がっておりますので、また御意見をいただきながらやっていきたいと思っております。

報告第3号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

最初に事案の概要としては、令和3年12月10日、当該当時中学校1年生、今は中学校3年になっている男子生徒が同じ学年の複数の生徒から容姿をからかわれるなどを原因として、12月15日より登校できなくなり、令和4年1月24日に他府県の学校へ転校するという事案が発生したものである。

本事案については、いじめ重大事態として報告され、市長に報告された後、令和4年4月4日、第三者委員会による初動調査が開始され、その後、8月10日より詳細調査が実施されたものである。

続いて、教育委員会からの諮問事項であるが、本事案に係る事実関係の調査、本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のための必要な措置の検討となっている。

経過としては、令和4年9月6日、第1回部会の後、15回の審議を経て、令和6年1月19日、調査報告書が施行されたものである。報告書の内容としては、まず、いじめと認められる事実について、当該生徒は、小学校5年の在籍時から関係生徒A及びBからあだ名を言われ始め、当該生徒がやめろと言っているにもかかわらず、何回もあだ名を連呼して、廊下を走って逃げるが行われていた。また当該生徒が小学校6年在籍時に、からかいを行う人数が徐々に増えていき、2学期の修学旅行を過ぎたあたりから、総勢で少なくとも10名程度の生徒が参加してからかいが行われたということである。さらに中学校入学前後には、関係生徒らが当該生徒の顔写真をアプリで加工し、サングラスなどをつけて他の生徒に拡散するなどしていた。また、中学校1年の1学期には、関係生徒A、Bなどが、他の生徒を誘って悪口を言って、各自の教室に逃げ込んだり、帰り道で悪口を言って散って逃げたりしたとのことである。続いて、3ページである。中学校1年の2学期には、下校時にもあだ名を言われることが始まり、当該生徒は、追いかけてあだ名を言った関係生徒を捕まえ、何回か転ばすこともあったということが書かれている。

次に当該校の対応についてであるが、当該校におけるいじめ対策組織の構成として、本

事案が起こった令和3年12月以前には、主任会や職員会議の場を利用した情報共有が行われていたが、いじめ問題等対策委員会が単独で行われてはおらず、いじめ問題に対する意識の低さが、今回の事案の原因になったものと考えられる。また、小学校から中学校への引継ぎとして、当該生徒に関する小学校時代のトラブルについての引継ぎはあったが、当該生徒がいじめアンケートに記載していなかったことや、いじめがあると答えた生徒もいなかったため、小学校としてもいじめとしては把握していなかった。

次に、本件での認知の可能性としては、令和3年12月9日に行われた性教育授業のアンケートに、当該生徒が関係生徒らについて、10人ぐらいボコボコにしてやりたいと記載したところ、担任は大丈夫かという声をかけたとのことであるが、当該生徒によれば、担任からは何の声かけもなかったということである。さらには、その翌日12月10日、いじめアンケートにおいて、当該生徒がいじめられることを書いた際、担任に呼び出されたため説明をしたが、「しょうもないことだからほっとき」と言われたとのことである。しかしながら、学校としては、同日行われた当該校におけるいじめ問題等対策委員会において、本事案はいじめ事案として捉え、対処することとなったが、担任の最初の声かけは、いじめ防止基本方針からはそれるものではなかったかという指摘を受けている。

次に、事案発生後の学校の対応である。当該学校は、事案発生後すぐに関係生徒に聞き取りを始め、事案の内容を捉えることはできたが、どのようにしていじめが起こったかと、根本的な問題を明らかにする努力は見られなかったとされている。また、当該校は当該生徒や当該保護者が希望していない謝罪会を設定し、問題の解決を図ろうとしたが、当該生徒の復帰には至らなかった旨、指摘がされている。

続いて、4ページである。校長については、当該生徒の不登校の原因として、いじめのほかに、当該生徒及び本人及び各家族にあると考えており、校長と当該生徒・保護者との間にディスコミュニケーションが生じていたと考えられるとされている。また、当該校は事実関係を把握し、謝罪会を行うところまでいったが、今後いじめを起ささないようにするため、いじめ防止教育をその後体系的に行っていなかった旨、指摘がされている。

今回の第三者委員会の提言としては、過去のいじめ防止基本方針の認識と実践として、市長にあたって、いじめ防止基本方針を再認識し、その実践を図るよう注意を喚起されたということや、いじめの定義、周知、啓発として、改めていじめとは何か、いろいろ定義を啓発し、生徒の側からいじめではないかという問題意識を持つことが重要ということが言われている。また、研修の実施として、既にパソコン等を活用して、悉皆研修が実施

されていることから、会議等の機会を通じ、教職員の気づく力の涵養を図りたいということが挙げられている。また、被害者保護の観点を持ち、事実関係を解明し、指導方針を立てることとして、当該校について、今後、いじめの発見があったときは、正しく事実解明をして、被害生徒、保護者に寄り添った対応、対処方針を立てることとされている。この提言を受けた対応として、提言の内容については既に主に実施していることから、引き続き取組を着実に進めるとともに、本件調査報告書の内容については、全小学校・中学校の校長に周知し、大阪市いじめ対策基本方針の徹底、とりわけ安易に被害児童生徒と加害者などを直接対面させて事実確認をさせることのないよう、また、本人の要望によることなく謝罪や仲直りをさせることのないよう、その意思を尊重して対応を進めていきたいと考えている。また、教職員に対して研修を実施しており、その研修の中で管理職のみならず、教員に対しても、再度注意喚起を促すとともに、教育委員会の指導主事に対しても適切な指導助言のあり方について点検し、問題等を共有して対策を講じるなど、再発防止に努めてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 時系列を見てみると、3ページに、12月9日に10人ぐらいボコボコにしてやりたいということがあり、10日にいじめアンケートでいじめがあったことを書いています。その後、その事案の発生は、12月15日からということですね。この初期対応にやはり何か問題があったということが書いてあるけれども、今は改善されている、あるいはこういうような場合の対応事例ですね、一応、各学校ともうまく対応ができるというふうになっているのですか。

**【本第1教育ブロック担当部長】** そうです、本件事案について言いますと、学校側にも聞き取りを行ったのですが、12月10日に問題が分かってから、本件生徒が、12月15日より登校できなくなって、その後登校ができないままに、1月24日に転校手続を行っています。そういったことから、学校側としても、かなり頑張ってはいたのですが、いろいろな手を施す前に転校を決めてしまったというところが、学校としては対策として十分ではなかった面はあると校長から聞いております。問題事案発生から転校までは、本当に一月しかなかったという、極めて珍しいかと考えています。

**【小花首席指導主事】** そうですね、早いパターンにはなります。

**【本第1教育ブロック担当部長】** 実際のところと言いますと、学校のとらえ方とし

ては、この子どもたちが追いかけてっこをしていた、それは報告書にも書いてあるのですが、その中で、被害児童も、捕まえてヘッドロックしたり蹴ったりという事象はあったと。そこを見た、周りからしたら、こう遊んでいるのではないかみたいなどらえ方をしておりましたが、やはり報告書の中でそこをもう少し踏み込んで、小学校の時代から学校として何か気づけなかったのかということ、御提言として受けているかなと思います。

【大竹委員】　　そういう話だとすると、父兄との問題で、児童生徒がいきなり転校したいと言っていたとしても、父兄と学校との対応がこれに至るまでに何かいろいろあったということはないですか。

【本第1教育ブロック担当部長】　　それは、実際のところなかったのですよね。

【小花首席指導主事】　　至るまでにとというのは、なかったですね。

【本第1教育ブロック担当部長】　　この12月10日の時点から、保護者対応が始まって、それ以前には、特に中学校ではしていなかったと。学校からしたら唐突感ということはあるようです。

【大竹委員】　　何か学校に対する不信がある感じがしてしまうのですけれども、そういうのは過去には何もなかったのですか。

【本第1教育ブロック担当部長】　　なかったです。

【多田教育長】　　報告書の中でその点について報告はないですか。

【本第1教育ブロック担当部長】　　触れられていないです。

【森末委員】　　この通し番号44ページのところで、校長との間のディスコミュニケーションは何が原因かも書いていないですね。

【本第1教育ブロック担当部長】　　実際のところは、聞きますと、その当該生徒が、「親に言うと実はややこしい」みたいなことを言って、「どういふことやねん」ということが、校長からすると、お父さんが出てきてから、いきなり不登校になって転校になったので、学校のとらえとして本当はよくないけれど、何かその辺りに課題があったのではないかと。向こうからしたら、いやいや、そうではなくてと。学校の対応もどうだったのだというところで、ここに書かれているディスコミュニケーションという言葉になっています。

【森末委員】　　そういう意味のディスコミュニケーション。何か問題があって、何か悪化したとかいうのではなくて。

【本第1教育ブロック担当部長】　　お互いがちょっと。

【森末委員】　　話し合いができないみたいなことに、何か先手、先手で打たれてしま

った感じですか。

【本第1教育ブロック担当部長】 原因がどこにあるかというところで、ちょっと学校側のとらえ方がずれているというところですよ。

【森末委員】 コミュニケーションができないという意味で、コミュニケーションがうまくいっていないという、そういうことですね。

【本第1教育ブロック担当部長】 そういうことです。

【森末委員】 分かりました。それはありますが、やはりこの謝罪会をすぐしようというのが、ここもそうなのですけれど、大阪市だけではなくて、ほかのところでもよく聞くのですよね。やはり謝罪会をすれば、何かそれで、すれば一応仕事は終わりよねという感じがあるので、これで逆に問題が悪化することは非常に多いので。これは徹底して、これをすぐやらないように。まず、事実を確認して、その上で、本当にこれでもう仲直りという気持ちがあってするなら別ですけれど、いきなり対面させて質問する、これは、最後の最後の手段なので。

【本第1教育ブロック担当部長】 そうですね。

【森末委員】 これはもうやらないように、基本的にはね。周知徹底していただければと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 報告書の中でもやはり、やったがために、この当該児童から蹴られたりヘッドロックされたりしている親からすると、うちの子もやられているのではないかというのがあるって、やはりどうしても一部の保護者については、反省は見られなかったと。それが、さらに保護者との関係を悪化させているので、これについては、この間も報告書が出るたびによく話があるのですけれど、少し徹底していかなければいけないという話をしています。

【小花首席指導主事】 やっていきたいと思います。

【平井委員】 リーガルサポートをかけていてもトラブルは起こるものです。謝罪会をやるなら十分に内容を精査しておく必要があると思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 再度、先ほど言った、教員も含めて徹底してまいりたいと思っております。

【平井委員】 指導の温度差が出がちですので、平準化できるような体制にしてほしいものです。

【本第1教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。

議案第11号「市会提出予定案件(その3)」及び議案第12号「市会提出予定案件(その4)」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第11号について、本補正予算は、昨年11月29日に国において成立した、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく国の補正予算を活用するため、所要の補正を行うものである。その補正額であるが、歳入で223億6,235万3,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、701億2,053万6,000円となっている。また歳出では、物件費に230億2,213万円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、人件費、物件費を合わせて、2,383億1,626万3,000円となっている。続いて、その内容であるが、校舎建設事業及び校舎整備事業において、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設の改修等、国の補正予算を活用して実施をする。また繰越明許費補正として、ただいま御説明した国の補正を活用した事業は、工事を夏休みなどの長期休業期間中に行う必要があることなどから、今年度の執行が困難であることにより、230億2,213万円を繰越明許費として計上し、令和6年度に執行するものである。

続いて、議案第12号について、本補正予算は、令和5年度予算の執行状況に応じて減額補正等を行うもので、例年と同様に、追加案件として市会に提出するものである。補正額は、歳入で4億1,820万6,000円を減額計上しており、補正後の予算総額は、697億233万円となっている。また、歳出は人件費・物件費を合わせて、61億4,503万3,000円を減額計上し、補正後の予算総額は、2,321億7,123万円となっている。続いて、その内容であるが、一つ目の執行条件に応じた人件費の減額補正では、病気休職者に係る給料の減額や退職者数の減に伴う退職手当の減等の不用額を総じて、30億1,865万1,000円を減額する。二つ目の執行状況に応じた物件費の減額補正では、学習者用端末のライセンスや学校維持運営費における光熱水費の契約の減など、現状で、現時点でほぼ確実に不用が見込まれるものを総じて、31億2,638万2,000円を減額する。また、繰越明許費補正として、教育施設整備事業において、社会情勢によるサプライチェーンへの影響から機器納期に遅れが生じていることや、当初想定していなかった地中障害物の撤去作業が必要になったことなどの理由により、当初予定していた工程を終えることができなくなったことから、総じて13億5,438万3,000円を繰越明許費として計上し、来年度での執行としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この二つの議案の確認だけですけれども、議案の11号が第8回の補正予算案、その次が第9回の補正予算案ですね。これは、もともとの年度当初の予算に、第8回の補正予算ということで、11月29日の国の関係の補正予算で追加して、それを追加したものがこの第9回の補正前の額の2,383億1,626万3,000円となっていて、これを今度は年度末で減額するというので、この第9回の補正予算、そういう関係でいいですね。

【川本総務部長】 そういう関係です。

【森末委員】 そうすると、第8回の繰越明許費というのは、追加でした分を全額補正繰越明許で次の年度になりますと。第9回のこの繰越明許は、その第8回で繰越明許した部分は除いて、それ以外の繰越明許、こういうことですね。

【川本総務部長】 そうです。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第13号「市会提出予定案件（その5）」を上程。

松浦政策推進担当部長及び川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

局運営方針は、毎年度策定して、予算とともに、3ページから6ページまでの共通様式のみを市会へ提出しており、教育振興基本計画に掲げた施策の進捗確認を行っている。令和6年度局運営方針においても、現行の教育振興基本計画を踏まえた内容となっている。共通様式については、振興基本計画の基本理念や三つの最重要目標を踏まえており、前回御議決をいただいた、大阪市教育振興基本計画の中間見直しで変更した内容を反映している。具体的には、3ページの下段のアウトカム指標にスマートフォン等の使用に係る指標を追加している。同様に、議案書5ページの中ほどの、アウトカム指標で、ICTの活用に係る指標を変更している。次に、議案書7ページ以降について、教育委員会事務局の独自様式としての様式2-1の最重要目標1についても、教育振興基本計画の中間見直しを反映して、一部修正している。最重要目標2及び最重要目標3についても同様に修正している。様式2-2の基本的な方向1についても、教育振興基本計画の中間見直しに合わせて、一部修正を行っている。これについては、その他の基本的な方向2から9についても同様である。様式2-3の各施策についても、教育振興基本計画に基づいて計画をしていることから、教育振興基本計画の中間見直しに合わせて一部修正をしている。また、各施策の計画については、令和5年度の実績を振り返り、今年度の取組内容を計画している。ここで

は、今年度の取組内容に記載をしている取組の中から4点、御説明申し上げる。まず1点目は、施策1-2、不登校の対応について、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置を24校で計画している。2点目は、施策4-1、言語活動、理数教育の充実について、今年度の取組内容欄に記載している理科教育推進校を現在の4校から50校に拡充をしている。3点目は、施策4-2、主体的・対話的で深い学びの推進では、今年度の取組内容の欄に学習動画コンテンツ配信のモデル事業を追記している。4点目は、施策7-1、働き方改革の推進の今年度の取組内容に本務教員による欠員補充制度の創設を記載している。なお、様式2-2のアウトカム指標、及び様式2-3の施策目標の令和5年度実績について、現時点で調査が終わっていないものに関しては、記載予定時期を記載している。調査終了後に、令和5年度の実績値を記載する予定である。今後の予定について、2月・3月市会に共通様式を提出するとともに、事務局の独自様式を含めた令和6年度大阪府教育委員会事務局運営方針案を2月中旬にホームページにて公表する。

続いて、教育関係の令和6年度当初予算について、御説明申し上げる。本予算案については、昨年12月12日の教育委員会会議で御報告申し上げた予算要求状況からは、先ほど御説明した第8回の補正予算において約230億円の前倒し計上を行った影響などにより係数に変更が生じているものの、事業内容に大きな変更はない。予算額は、2,128億5,992万円で、前年度と比較して、校舎建設工事の減などにより24億3,421万円の減となっている。次の主な事業の内容については、昨年の12月の教育委員会会議で説明したものと重複するため、この場での説明は省略をさせていただきたい。今後の予定について、2月15日の市会の運営委員会で市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表されることとなっている。その後、予算委員会での審議を経た上で、3月27日の市会本会議で議決を得る予定となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【赤木委員】** 意見というか、ふと思ったことで、3ページのアウトカムのところで、スマートフォンを3時間以上使用する児童生徒の割合について、目標を掲げて少なくしていくということですが、それが、いかに子どもの発達に害を及ぼすかということを経済教育会議のところで学んだところです。発達に悪いということ、やめなさいということは簡単ですが、では、その3時間ぐらいスマートフォンで動画とかゲームをしていた時間は何をしたらいいのかというのを、やはり勉強するのが理想でしょうけれど、それを

何かもっと健康によい、運動をするとか、何か作るとか、体に悪いからやめなさいと言っても、大人もやめられないというところがあるので、何かこういうことをしたほうが楽しいみたいな提案もあっていいのかなと思います。単に、駄目だというだけではやはりやめられません。本当に刺激的で、ちょっとアディクションというか、中毒になっている状態のことを体に悪いと言っても、大人もお酒とかいろいろ同じようなことがあるので、では何をすればいいのかという話がないのかなと思いました。何をすればいいのかは勉強でしょうけれど。

【松浦政策推進担当部長】 私どもとしても、勉強していただけるのが一番良いとは思いますが。ただ、スマホのこの使い方に関しては、スマホサミットを毎年開催して、特に中学生を中心に、自分たちでどうしていけばいいのかというのを考える取組をやっていきますので、今いただいたように、来年度に向けて、では、スマホを減らして生まれた時間をどういうことに使えばより良いか、良い過ごし方ができるかということも含めて生徒に投げかけて考えてもらうということで進めさせていただければと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第4号「大阪市総合教育センターにおける令和6年度からの取組について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず議案書2ページは総合教育センターで執り行う取組内容を1枚にまとめている。主な取組内容としては、従来の研修を中心とした取組から一步踏み込み、採用前からのサポートや採用後のサポートも強化することで、本市教員をめざす学生を増やすことや、教員の資質向上に繋げていくということ、加えて、教育データ活用基盤とした調査分析を行うシンクタンク統括室の設置、理論と実践の往還を実現する研究校・実践校の設置、多様な大学や企業と連携する仕組みであるOENの設置、6階に新たに創設するシナジースクエアで教員の支援や教員をめざす学生と教員との交流、ホームページを刷新し分かりやすく効果的な情報発信を行うことで、みんなが行きたくなる総合教育センターとしてまいる。これらの取組を取りまとめ、総合教育センターを活用した教員の資質、教職の魅力向上事業として八つの事業の合計の予算額は、1億4,300万円となる。以下、各取組について具体的に御説明申し上げる。まず、OENの設置について、多様な大学や企業と連携する組織作りを行うため、大学や企業、研究者によるネットワークを構築し、学校への教育課題解決に向

け、専門的知見を活用できるようにしてまいる。また、OENコーディネーターを配置し、学校へのニーズと大学企業等のリソースをつないでまいる。現在、大阪商工会議所や各大学と連携に向けた協議を行っているところである。シナジースクエアの運用については、教員と大学等の専門家や企業との交流、学校支援のためのイベントを行う。また、教育コンシェルジュを配置し、シナジースクエアでの多岐にわたる取組をコーディネートし、シナジースクエアの活用を活発化し、学校や教職員の課題解決のサポートを行う。次に、学び続ける教員への支援について、教員の資質、指導力の向上を図るため、大学と協働し、早期からの優秀な人材育成・確保に取り組むとともに、多様な大学院等での学びの機会を確保する。大学院への派遣支援を現行の4名から6名に拡充するとともに、新たに科目等履修生の派遣支援も行うこととする。次に、シンクタンク統括室の設置については、7階フロアにシンクタンク統括室を設置し、大学・大学院等で専門的分野に属する技術や知識を習得した即戦力となる外部人材を雇用するとともに、高度な分析環境を整える。教育振興基本計画に掲げる最重要目標達成に資する調査分析を実施し、ビッグデータPTとも連携し、教育データ等の根拠に基づく教育施策の企画立案を行うとともに、分析成果を発信してまいる。次に、研究校、実践校の設置について、本市が抱える教育課題は多様であり、学校だけでは解決困難な諸課題が絡み合う課題解決を図るため、大学等の専門家と共同して課題解決に向けた調査、実証・研究を行う研究校を設置する。また、大学や企業等と共同して研究を進めるため、研究に専念する研究推進教員を配置する。令和7年度からは、研究校で明らかになった知見を実践する実践校を設置する。研究校と研究内容については、後ほど説明する。次に、教員採用プロモーション業務委託については、昨今の教員のなり手不足に対応するため、民間企業のノウハウを生かし、これまで行っていた採用説明会のバージョンアップを行うとともに、高校生や社会人にも対象を広げたイベントを開催するなど、教職免許を取得する前の方にもアプローチを行い、大阪市の教員になりたいと思う人を増やしていく。また、相談会を実施することで、教員になろうか、他職に就こうか迷っている方に対して、教員になるための後押しができるような機会としたいと考えている。次に、教員の採用前研修の実施について、本市で初めて教壇に立つ新規採用の教員を対象に、採用前研修を実施する。採用前の研修を行うことで、不安な気持ちを少しでも和らげ、4月当初から本市教員としてスムーズにスタートが切れるようにするためのものである。対象については、前回、異委員より、講師についても含めるよう御提案をいただいたことから、講師も対象としている。受講期間中は、会計年度任用職員として雇用し、教員とし

ての責任感を持ってもらえるようにしたいと考えている。この取組は現場の負担軽減にもつながると考えている。次に、総合教育センターの新たな取組等の発信については、総合教育センターのホームページをリニューアルし、養成・採用・研修の一体化の観点から、教員だけでなく、これから大阪市教員になろうとする学生や大阪市と連携したいと考える大学や企業関係者の方にも分かりやすく情報発信をすることで、総合教育センターの活用を促進してまいる。それでは、研究校で取り組む研究テーマ、研究校の学校名、連携大学連携研究者について御説明申し上げます。まず、一つ目の総合的読解力・育成の充実の研究校は、中之島小中一貫校で、連携研究者は、京都大学大学院の楠見孝教授である。二つ目の個々の可能性を引き出す学びの研究校は、生野未来学園で、連携大学は、大阪教育大学である。三つ目の理科教育の推進の研究校は、長居小学校で、連携研究者は、高田短期大学の犬野照文特任教授である。四つ目の不登校の未然防止解決に向けた研究の研究校は、北陵中学校で、連携研究者は、琉球大学の中尾達馬准教授とし、得られた研究成果を教育施策等に還元できるよう、取り組んでまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【異委員】** 採用前の研修の件はありがとうございました。多くの講師の方から、研修もなくいきなり教壇に立つのが不安だという声が上がっていたので、これで少しでも不安が解消できて自信を持って教壇に立ってもらえればと思っています。また採用前だけではなくて、講師の方に、講師だけではないのですけれど、いつでも相談できて助言ができるような場であってほしいと、それは切に願っております。そして、大学や企業、民間の連携ということですが、一時コンソーシアム的なものが流行ったこともあって、大学でもいろいろ作ったりもしていたのですけれど、結局、維持というか継続が結構難しく、1年後、2年後に何をするとおころなのという状況になっていました。箱はあって、外見はきれいでも、中身が空白になるパターンも結構ありますので、もう少し具体的に検討することも必要かと思っています。ほかに、共同研究について、大学と教育センターの共同となった場合、やはり研究するには、ある程度予算や人材が必要になってくると思うのですけれど、どういう形で企画して認定されていくのか分からないのですけれど、そういう研究予算も、事前に用意というか、担保されているものなののでしょうか。特に予算はなくて、連携するだけというような感じですか。

**【稲生大学連携企画担当課長】** 研究校でしょうか。

【異委員】 研究校だけではなくて、例えば、手を挙げて一緒に連携や共同研究をしたいという場合に、外部資金の活用など、ある程度予算が確保されているのかどうかというところです。

【水口教育センター所長】 現段階では、予算の確保はしていませんが、今年度について言いますと、各ブロックで既に企業と連携をしながら取組を進めている学校がありまして、その辺りのことは4月13日のオープニングセレモニーのときに、今年度実施した企業連携の取組についてのお話をさせていただき予定にしております。大学の連携については、まだそこまでは話が進んでいないところもありますので、今先生からいただいた御意見を参考にしながら、大学連携をするときにはどんな方法でやっていったらいいのか今後検討させていただけたらと考えております。

【異委員】 研究校について、候補として先生の名前を挙げていただいている、例えば、大学と一緒にこういう内容を研究したいと言ったとき、多分課題になってくるかなと思いますので、引き続き、御検討いただければと思います。

【平井委員】 共同研究の場合、様々な制約も出てくると思いますので、十分な下調べをしておく必要があると思います。

【水口教育センター所長】 ありがとうございます。

【大竹委員】 シナジースクエアの関係ですけれども、この構想が出たときからお話を申し上げているのですけれども、やはりこういったコーディネート、場の運用というのは極めて大切で、先ほど異委員もおっしゃったように、箱は作ったけれども、なかなか運用がうまくいかなくて、結局あまり活用されないという例が多いです。何が一番重要かという、やはりコーディネート機能ですね。今回はコンシェルジュを置くということですが、ぜひこの人材は、よく気をつけて、いろいろ運用ができるような人が必要で、単に受身で何か言っているものを右から左へ流すということではなかなか続かないと思います。1年目は、そこに来る人がいろいろな要望を出すからそれなりに動くでしょうけれども、2年、3年たってくると、やはりここでいうコンシェルジュという人が、うまく次々と問題を提起したり、本当に学校現場のいろいろなもの、あるいは大学の教員側から見た要望をうまくすくい取ったりして、そういうテーマをうまくつないでいくということをやっているかないと、どこかで種切れになってしまっていて、結局、使われなくなってしまいます。異委員が言っている心配はもっともなことなので、ぜひそこはコンシェルジュにいい人材を、そういったようなことができる人材をあててほしいというのが希望の一つであります。

それからもう一つは、こういったプレゼンテーションコートがありますけれども、ICT関係の機器が年々、時々刻々と進化していますので、これも最初をお願いをしたのですけれども、いろいろな設備が古くなってしまいうということがあるので、ぜひ、何年かたてば一度新しい設備に更改し、最先端の技術を取り入れるための予算というの、早め早めに要望して、予算のことですから、すぐ獲得できるとは限りませんが、早め早めでこういうことだから必要だという理屈づけをしっかりとしてほしいと思います。センターを訪れた人が最新設備を使えるということ意識して運用していただければありがたいと思います。

議案第14号「令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項についての主な変更点だが、令和5年11月21日と令和6年1月16日のこの場において、実施要項の改正案について御協議いただいた内容である。

1 第1次選考筆答テストの実施日や結果発表時期の前倒し、2 大学3年次前倒し特別選考の新設、3 教諭経験者特別選考の新設、4 第2次選考小学校実技テストの取りやめ及び加点对象の追加、5 大学推薦特別選考における中学校の対象教科及び推薦人数枠の拡充である。内容については、前回の協議題から変更はない。採用予定数や選考テストの日程、受験資格など、4ページから6ページにかけて、実施概要を記載している。こちらも前回から変更はない。

以上の内容を反映して、日時やテスト会場等、詳細を記載した受験案内が7ページ以降になる。本日、本件について御承認をいただいたら、来月26日に受験案内を公表し、出願受付を行いたいと考えている。なお、今回変更点は多岐にわたるために、志願者に少しでも早く周知をしたいと考えており、詳細を記載した受験案内の公表の2月26日より先立って、2月上旬を目途として、日程は主な変更点について報道発表を行う方向で進めたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 国籍が違う方に特別免許状を授与して採用することは検討されていますか。

【中野下教職員人事担当課長】 先日の協議題の際にも少し御説明しましたが、特別免許状の関係について、大阪府と協議して検討してまいりたいと考えております。

【平井委員】 外国人材を確保するのは、一つの方法かもしれないので、大阪府と詰めていただけたらと思います。

【異委員】 1点質問ですが、ボランティア加点は現場の評価が極めて悪かった場合も加点しますか。

【中野下教職員人事担当課長】 そうですね、今の制度で言いますとそうなります。

【異委員】 なるほど。検討しないといけなくなるかもしれないですね。

【中野下教職員人事担当課長】 前回、森末先生からも加点制度の点数の妥当性のお話をいただきましたので、他の自治体に負けない加点制度をとって作っていますが、加点制度全体を今後、見直し含めて検討させていただけたらと思います。

【異委員】 わかりました。

【森末委員】 その加点について、本当に受験者数や受験者の合格された人のレベルにどう反映されているのかというのは、簡単ではないですが、加点が正しいのかどうか、本当にボランティアが要るのかどうか等を一度検討した上で実施しないといけないのかなと思います。

【平井委員】 大学の機構改革が始まり、カリキュラムも含めて大きく変更となる可能性があり、また副専攻を取る学生もいます。そうすると、ボランティア加点の制度があってもボランティア活動に参加できなくなることがあるので、そういった点も考慮し、総合的に判断されたほうがよいと思います。

【中野下教職員人事担当課長】 回数も含め検討します。

【平井委員】 点数のつけ方についても、主観的ではなく、適正に評価されるよう、少し検討されたほうがよいと思います。

【中野下教職員人事担当課長】 ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第15号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は小学校の主務教諭で、

処分内容は懲戒処分として免職とする。

事実の概要について、当該教諭は平成30年度から令和5年11月頃までの間、小学校の職員室や更衣室において、他の教員の財布から、少なくとも計16回、金額にして17万1,000円の現金を窃取したものである。

本件事案の経過として、教員の財布から紙幣が紛失する事案が学校において発生したことを受けて、校長が当該教諭へ聞き取りしたところ、現金を窃盗した事実を認めた。校長は現任校の全教職員に対し被害状況を確認するとともに、被害を受けた教員が警察に対する被害届を提出する意思はないことを確認した。前任校や前々任校においても窃盗をした事実を認め、校長は窃盗した現金について、被害教員に対する返済金額を預かり、校長から被害教員に対して返済した。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第16号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第17号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は小学校校長で、処分内容は懲戒処分として戒告とする。

事実の概要について、当該校長は、前任校において、令和4年度特別支援教育就学奨励費、いわゆる特就費の申請書類の提出がない児童の保護者に対して、申請意思を確認する必要があったにもかかわらず、これを怠り、当該保護者との意思確認を行わないまま特就費の申請意思がないと報告するよう指示をし、その結果、当該保護者に最大6,620円の不利益が生じる事態を招いたというものである。

特就費は、特別支援学級に就学している児童生徒の保護者等の経済的な負担軽減を目的として、学用品購入費などの一部を補助する制度で、令和4年度のスケジュールとしては、6月に制度案内のお知らせと申請書類を交付対象者に配布し、保護者から提出された申請書等を取りまとめて、7月19日までに学校運営支援センターに提出をするというもので、申請の意思確認については、特就費交付要綱第6条第3項において、学校長は、特別支援

学級に就学している児童の保護者から申請書等の提出がない場合は、申請の意思がないことを確認の上、教育委員会に報告しなければならないと規定されている。

令和4年度の申請時期である7月、同校は当該保護者と直接連絡が取れない状況であり、連絡の必要があるときには、当該校長から担当指導主事やスクールソーシャルワーカーに連絡をしなければならないという状況であった。

調査の結果、同校の事務職員より当該保護者から申請書等の提出がないことを尋ねられた当該校長は、本来、指導主事を通じて保護者の意思確認をすべきところ、特就費交付要綱への認識が不足しており、前年度にも申請がなかったことから、申請の意思がないと判断をし、意思確認を怠ったものであり、今年度の特就費の申請に係る案内文書を受け取った当該保護者から、令和4年度は申請の意思確認等がなかったと申し出があり発覚した。当該校長は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【赤木委員】** 校長先生が必要な手続を怠ったということで、この保護者の方に謝罪したのですかということと、弁償が難しいということを保護者は納得していただけたのか確認させていただきたいというのが1点です。それと保護者の方からの要望で必要最低限の連絡事項のみとしてくださいということで、書類の郵送がなくなったのは、要望があったから送らなくてもいいものだったのかです。これを送っていたら、チラシを前年度は郵送していたから、漏れることは、少なくとも見ていただけるチャンスはあったのかなど。こういうことがあって重なってということなのですが、学校としては、必要かどうか勝手に判断せずに、というのも、学校は必要だから月1回送っていたのではないのか、この辺りの事情も教えていただけたらと思います。

**【中野教職員服務・監察担当課長】** まず、保護者への御説明と納得の点についてですが、今の校長と教育委員会の指導主事を通じまして、当該校長の謝罪の意思を預かっておりますので、書面で預かっているものを口頭で事務局の主事から説明を伝えているということです。直接会って謝罪したいということは申し伝えているようですが、会うことについては拒まれている状況です。納得しているのかについては、そういう状況ですので、心から納得しているという状況にはないと考えております。

2点目の賠償のお話について、賠償にあたっては、この6,000円の範囲で金額を確定する必要があるところを、領収書等が今確認できていないということです。領収書がないから

一切払えないということではないかと思いますが、お支払いは難しいとお伝えしている状況です。ただ、絶対払えないということではないと考えていまして、金額の確定は不可欠ですので、そうしたところを勘案しながら、適切に対処してまいりたいと考えています。要件が整えば可能性も出てくると思っておりますが、現時点では難しいと考えています。

最後の点につきましては、このプリント類の送付について、改めて保護者からこのように申し出があったということで、経過を踏まえて、一定要るものと要らないものを明確にされたところ、それをうのみにした対応についての評価はあろうかと思いますが、要綱上、確認するとされている上で、安易に、ないという確認をせずに、随時請求できるといった勘違いも相まったところですが、確認せずにそれを確認したかのように指示したところについては、非があったと言わざるを得ないと考え、このような今回の内容の上程になったものです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

#### (5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---